

議案第 4 0 号	丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る協議について
生涯学習支援課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき丹波少年自然の家事務組合規約を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p><b>【規約の変更内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局の職権処理による山林の地番変更に伴い、組合事務所の地番を変更する。(規約第 4 条関係)</li> <li>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)の施行に伴い、教育長任命方法を加える等の所要の整備を行う。(変更後の規約第 12 条第 2 項、規約第 13 条の条文見出し)</li> <li>3 平成 12 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の改正に伴い、規約第 13 条の条文見出し及び同法律施行令の引用条項の番号を修正する。</li> <li>4 変更後の規約の施行期日は平成 27 年 4 月 1 日とするが、施行の際、現に在職する教育長に関する経過措置を附則に設ける。</li> </ol> <p><b>【その他】</b></p> <p>規約変更は、議会の議決後、関係地方公共団体との協議を行い、兵庫県知事の許可を得た上で確定する。</p>	